

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

平成15年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督等は各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P94資料3-1参照）。

ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期
年2回（例年、12月上旬、5月下旬）
- ・ 試験科目

必須 4 科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

・ 合格基準

総点数の 70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、令和 3 年試験からは、1 科目につき、その満点の 40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同一の得点に満たない者は、不合格となることがある（注）。

（注）令和 2 年試験までは、総点数が合格基準に達していたとしても、1 科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格得点比率》

28 年		29 年		30 年		令和元年		2 年	
第 I 回	第 II 回								
67%	66%	71%	64%	70%	64%	63%	63%	57%	64%

（注）29 年第 II 回、令和元年第 II 回、2 年第 I 回試験を除き、1 科目につき満点の 40%未滿のもののある者は不合格。

・ 短答式試験科目の全部又は一部免除

大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

《令和 2 年度の免除件数》

全部免除	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	6 件
	司法試験合格者	97 件
	短答式試験合格者（平成 30 年又は令和元年試験のみ）	1, 669 件
一部科目免除	税理士資格取得者等	67 件
	会計専門職大学院修了者	143 件
	会計又は監査に関する実務経験者	7 件

イ 論文式試験

- 実施回数・時期

年1回（例年、8月中下旬）

- 試験科目

必須4科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目

- 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

《過去の合格点》

28年	29年	30年	令和元年	2年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	51.8%

（注）1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

《合格者等の推移》

	28年	29年	30年	令和元年	2年
願書提出者数	10,256	11,032	11,742	12,532	13,231
論文式合格者数	1,108	1,231	1,305	1,337	1,335
最終合格率	10.8%	11.2%	11.1%	10.7%	10.1%

（注）願書提出者数は、第I回、第II回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

- 論文式試験科目の一部免除

大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

また、論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試験一部科目免除資格取得者としている。

《令和2年度の免除件数》

商学、法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	6件
司法試験合格者	89件
不動産鑑定士試験合格者	2件
税理士資格取得者	17件
論文式試験一部科目免除資格取得者（平成30年又は令和元年試験のみ）	513件

(3) 受験願書等のインターネット受付

受験者等の利便性向上のため、公認会計士試験の受験願書の提出等の手続について、平成29年第I回短答式試験からインターネット受付サービスを導入している。

令和3年試験の願書受付件数に占めるインターネット受付件数の割合は8割を超えている。

《インターネット受付サービスの利用状況》

		願書受付件数 (a)	うち、インターネット受付件数 (b)	利用率 (b/a)
平成29年	第I回	7,818件	3,470件	44.4%
	第II回	8,214件	3,700件	45.0%
平成30年	第I回	8,373件	5,157件	61.6%
	第II回	8,793件	5,313件	60.4%
令和元年	第I回	8,515件	6,280件	73.8%
	第II回	9,531件	6,787件	71.2%
令和2年	第I回	9,393件	7,313件	77.9%
	第II回	10,191件	7,707件	75.6%
令和3年	—	14,192件	11,868件	83.6%

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 公認会計士試験実施日程の変更

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大状況を踏まえ、受験者の安全な受験の確保に配慮しつつ、法令上の要請（注1）や受験者の受験機会の確保等を総合的に検討した上で、公認会計士試験実施日程の変更を行った。

具体的には、令和2年公認会計士試験においては、第II回短答式試験について、令和2年5月から8月に、論文式試験について、従来3日間の日程を2日間に短縮（注2）した上で、8月から11月に変更して実施した。

また、令和3年公認会計士試験においては、令和2年公認会計士試験の

日程を変更したことに伴い、従来年2回実施している短答式試験を、令和3年5月に一本化して実施することとした（注3）。

なお、令和4年公認会計士試験においては、従来通り短答式試験を2回、論文式試験を1回実施する予定である。

（注1）法第13条第2項において「公認会計士試験は、毎年1回以上、これを行う。」と規定している。

（注2）受験者にとっては、夏季休暇期間の8月に比べ、11月平日の受験が困難である可能性を考慮して、土日の2日間に短縮して行った。

（注3）短答式試験を一本化した令和3年公認会計士試験においては、論文式試験の受験者数を例年並に確保する観点から、その合格基準について、より弾力的に運用することとした。

（2）令和2年公認会計士試験

試験実施日程変更後の令和2年公認会計士試験の実施スケジュールは、全体として以下のとおりとなった。

《令和2年公認会計士試験実施スケジュール》

区分	願書受付開始	願書受付締切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	令和元年 8月30日	(インターネット出願) 令和元年9月19日	令和元年12月8日	令和2年 1月17日
		(書面による出願) 令和元年9月13日		
第Ⅱ回 短答式	令和2年 2月7日	(インターネット出願) 令和2年2月27日	令和2年8月23日 ※当初、令和2年5月24日予定	令和2年 9月18日
		(書面による出願) 令和2年2月21日		
論文式	—	—	令和2年11月14日 ～15日 ※当初、令和2年8月21日～23日予定	令和3年 2月16日

試験実施日程の変更に伴い、変更後の日程では受験することができない受験者については、事前申請を経た上で、受験手数料の還付を実施した。

また、日程変更後の試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の受験者（発熱のある者を含む）に対して受験を控えるよう要請を行うとともに、試験場入場前の検温の実施、試験場におけるマスクの着用、密の回避の徹底及び試験室の換気等を講じた（P95 資料3-2、P98 資料3-3）。

《試験結果の概要》

区 分	令和2年試験	令和元年試験
願書提出者数(a)	13,231 人	12,532 人
短答式試験受験者数	11,598 人	10,563 人
短答式試験合格者数	1,861 人	1,806 人
論文式試験受験者数	3,719 人	3,792 人
最終合格者数(b)	1,335 人	1,337 人
合格率(b/a)	10.1%	10.7%

※令和2年試験の短答式試験免除者は 1,931 人。

ア 願書提出者

令和2年公認会計士試験の願書提出者は、13,231人となっており、前年の12,532人に比べ699人(5.6%)増加した。

イ 短答式試験合格者

・短答式試験受験者

11,598 人(注) (第I回9,393人 第II回7,452人)

・短答式試験合格者

1,861 人 (第I回1,139人 第II回 722人)

(P101 資料3-4 参照)

(注) 第I回、第II回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者

ウ 論文式試験合格者(最終合格者)

・論文式試験受験者 3,719人

うち令和2年の短答式試験合格者1,861人

短答式免除者1,858人

・最終合格者 1,335人

(合格率10.1%(最終合格者数/願書提出者数))

(論文式試験合格率35.9%(最終合格者数/論文式受験者数))

(P102 資料3-5 参照)

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者(注)は463人(属人ベース)となった。

合格者を年齢別にみると、30歳未満が全体の82.9%を占め、平均年

齢は25.5歳であった（最高年齢は61歳、最低年齢は18歳）。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が893人（構成比66.9%）、「会社員」が95人（構成比7.1%）であった。

なお、女性の合格者は328人（構成比24.6%で、現行の試験制度では最高比率）となっている。

（注）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は55.9%。

（3）令和3年公認会計士試験

令和3年公認会計士試験の実施スケジュールは以下のとおりである。

《令和3年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
短 答 式	令和3年 2月5日	令和3年 2月25日	令和3年5月23日	令和3年6月18日
論 文 式	—		令和3年8月20日 ～22日	令和3年11月19日

令和3年公認会計士試験の実施に当たっても、令和2年公認会計士試験と同様に新型コロナウイルス感染症対策を講じる予定である。

＜令和3年公認会計士試験の出願状況＞

・願書提出者 14,192人

3. 公認会計士試験に係る情報発信等

令和2事務年度金融行政方針において、「大学生、高校生向けの講演をはじめ、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための広報活動等を日本公認会計士協会と適宜連携して実施する。」となっていることを踏まえて、審査会では、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学・高等学校等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の対面形式での講演が制限される中、オンライン形式も併用す

ることにより、大学 16 校、高校 2 校で講演を実施した。(P110 資料 3-6 参照) また、大学生等が公認会計士の実務を具体的にイメージできるよう、審査会検査官等の実務家による講演にも取り組んだ。さらに、前年度に引き続き、より受験者の裾野拡大を図るため、高校生に対する講演に向けて教育委員会等と協議を行った。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っている (P101 資料 3-4、P102 資料 3-5 参照)。

4. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

(1) 公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験実施に当たっては、公平かつ円滑に実施するため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たっての事務局によるサポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症をめぐる全国的な感染状況を踏まえつつ、受験者が安全に受験する機会を確保していく必要がある。

さらに、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験の合格判定基準・配点の公表や受験者への成績通知等、積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

(2) 公認会計士試験受験者増への取組

願書提出者の増加傾向を持続するため、資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学・高等学校等における講演活動等を積極的に行うなど、公認会計士試験受験者の裾野拡大に向けての広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。